

都区財政調整協議会協議内容（第4回都区財政調整協議会：R5. 8. 29）

取扱注意

【区側提案事項】

都区間の財源配分に関する事項

| | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|---|-----------|--|---------------|------------------|
| 1 | 児童相談所関連経費 | 都区間の配分割合に関する事項については、当面の間、令和2年度都区財政調整方針を維持することとし、配分割合の協議については、令和4年度の協議を継続することを提案する。 | 都案を了承することとする。 | 令和5年度以降の協議に継続する。 |

【都側提案事項および区側提案事項】

特別区相互間の財政調整に関する事項

| | 都の考え方 | 区の考え方 |
|---|--|---|
| 1 | 令和5年度当初フレームにおける特別区相互間の財政調整に関する事項については、令和4年度第3回都区財政調整協議会において整理した事項で改めて了承することに異論はない。 | 令和5年度当初フレームにおける特別区相互間の財政調整に関する事項については、令和4年度第3回都区財政調整協議会において整理した事項で改めて了承することとする。 |